

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年5月25日提出
【計算期間】	第18期（自 平成20年8月26日 至 平成21年2月25日）
【ファンド名】	ニッセイ日本株グロースオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田口 彌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 井上 朗
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-5533-4606
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

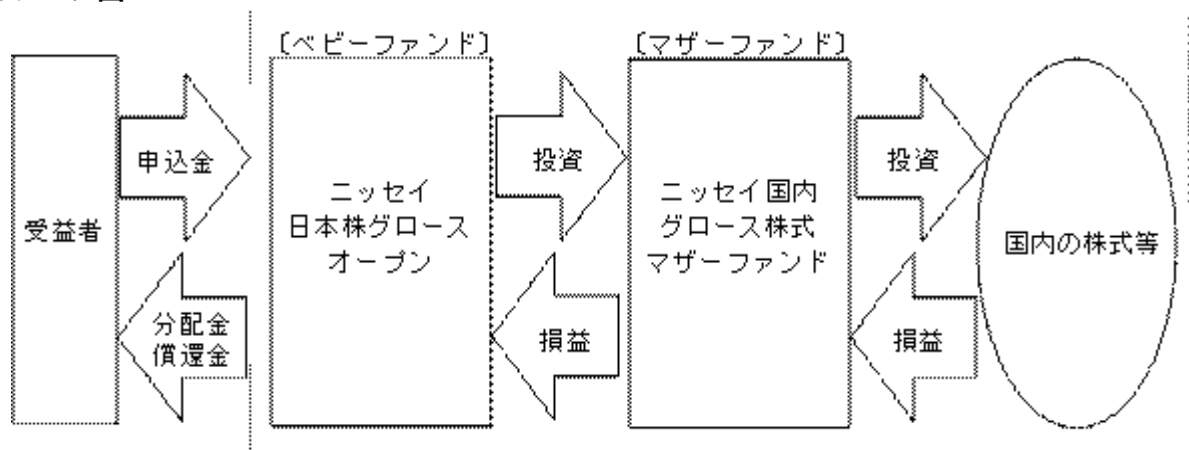
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ日本株グロスオープン）とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ国内グロス株式マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>

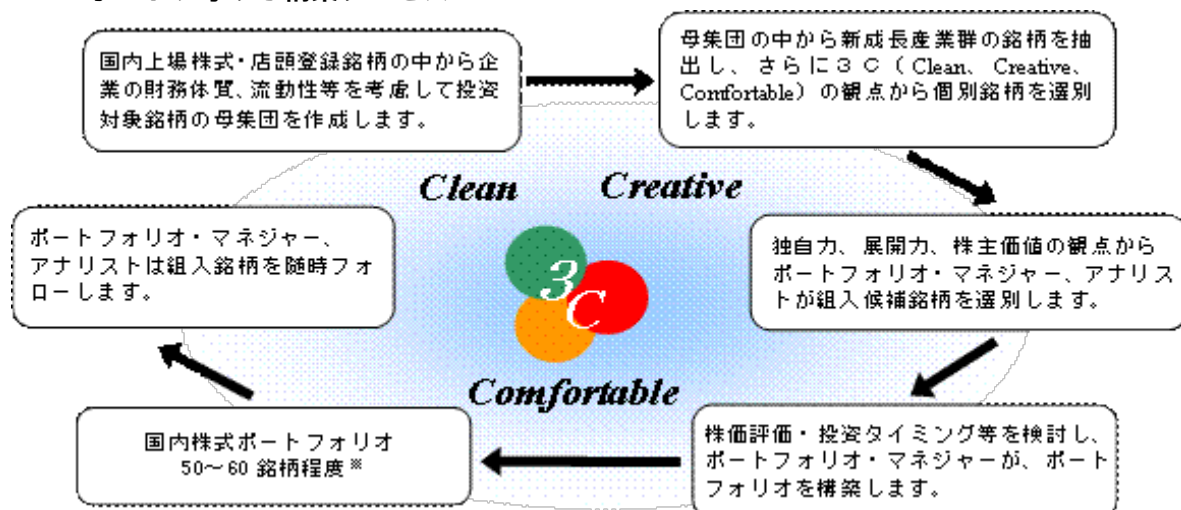


③ ファンドの特色

国内の上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、アクティブ運用を行います。

- ・マザーファンドへの投資を通じて、国内の成長が期待される株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオ構築プロセス



※ 組入銘柄数については、ファンドの規模等により異なる場合があります。

○ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

生活者の視点を活かして、3 C（Clean、Creative、Comfortable）の実現をめざす成長企業に選別投資します。

21世紀の成長企業群を「生活者」の視点から「3つのC」ととらえ、「健全な生活=Clean」、「創造的な生活=Creative」、「快適な生活=Comfortable」の創出に貢献する企業の株式を中心に投資します。

● “クリーン” 健全な生活の実現に貢献する企業群

- ・ 環境の改善に積極的に取り組む企業
- ・ 健康に寄与するサービス、商品を提供する企業
- ・ 安全な生活をバックアップする企業



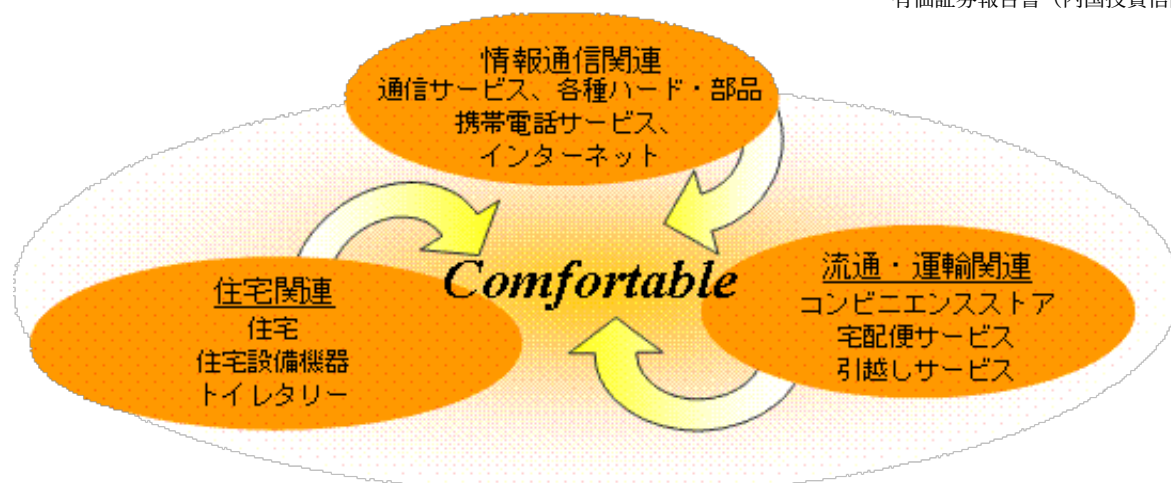
● “クリエイティブ” 創造的な生活を支援する企業群

- ・ 広い意味での「教育サービス」を提供する企業
- ・ 趣味や娯楽に関するサービス、商品を提供する企業



● “コンフォタブル” 快適な生活の実現に貢献する企業群

- ・ 快適な住環境や関連商品・サービスを提供する企業
- ・ 情報通信等の技術革新により快適な生活環境を創出する企業
- ・ 効率的かつ迅速な人や物の移動を可能にする企業



出所）ニッセイ基礎研究所作成資料に基づいて、ニッセイアセットマネジメントが作成

④ 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／国内／株式に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
--------	------	------------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信		オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

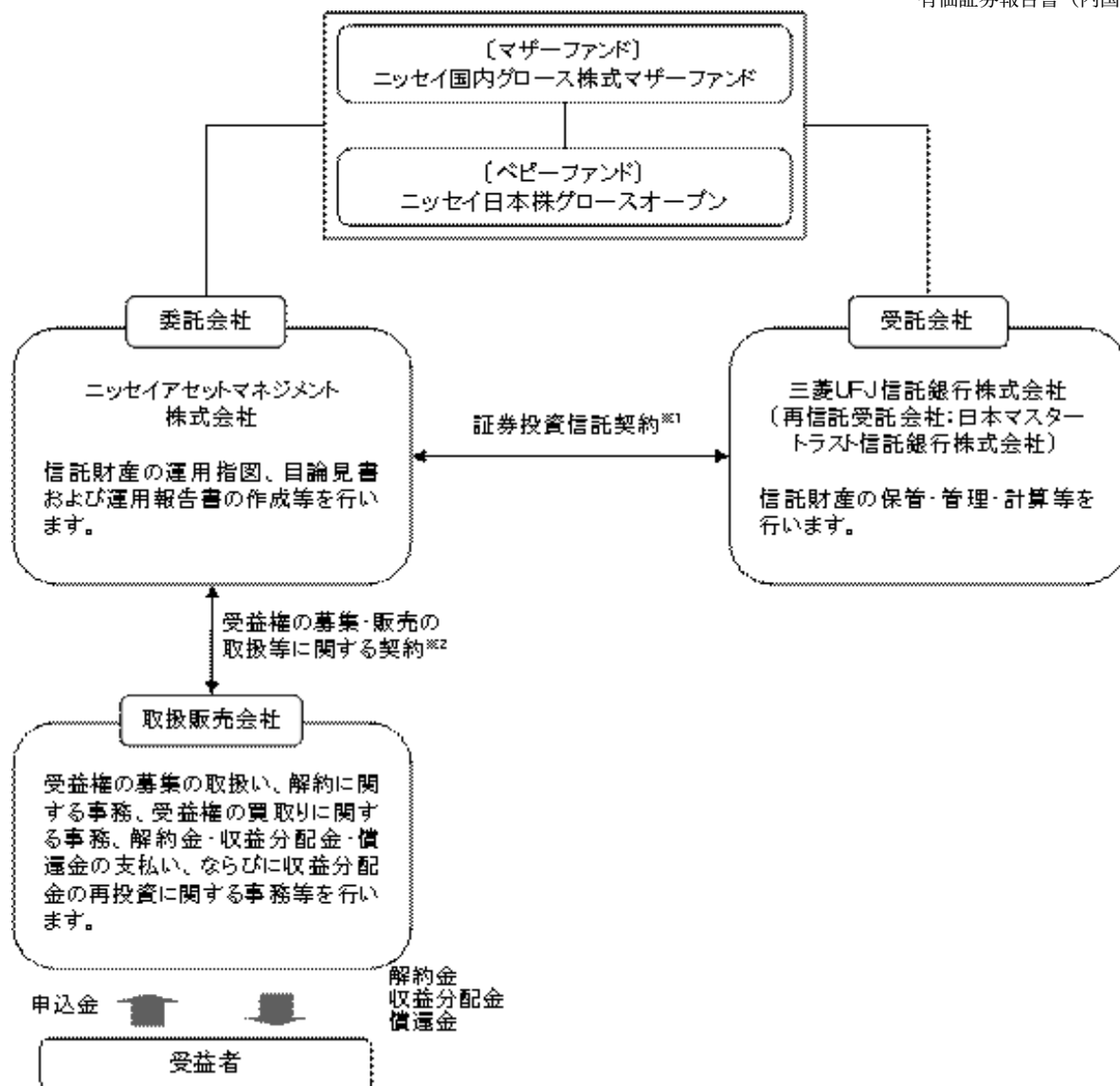
属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成21年3月末現在）

- 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 資本金の額：100億円
- 会社の沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
平成12年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

4. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
-----	-----	------	-----

日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスⅠ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主としてニッセイ国内グロース株式マザーファンドに投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては国内の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
 - ③ 株式以外の資産の実質組入比率は50%以下とします。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
-

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ国内グロース株式マザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法**a 投資対象**

国内の証券取引所[※]上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

b 投資態度

- ① 主として国内の成長が期待される株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- ② 証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を対象に、流動性・成長性等の定量的スクリーニングなどにより、投資候補銘柄群を絞り込みます。
- ③ 21世紀の成長企業群を「生活者」の視点から「3つのC」と捉え、「健全な生活＝Clean」、「創造的な生活＝Creative」、「快適な生活＝Comfortable」の創出に貢献する企業の株式を選別します。
- ④ 上記視点から選別した銘柄群に対し、企業訪問等による調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチに加え、独自性、展開力、株主価値の観点から、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。
- ⑤ 市場環境やバリュエーション等を勘案して組入銘柄を絞り込み、ポートフォリオを組成します。
- ⑥ ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。
- ⑦ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑧ 株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ⑨ 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ⑩ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

ニッセイ国内グロース株式マザーファンドを主要投資対象とします。なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

① 有価証券

主に、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンド（ニッセイ国内グロース株式マザーファンド）の受益証券ならびに次の1. から22. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する国内の通貨建表示の証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので国内の通貨建表示のものとしします）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので国内の通貨建表示のものとしします）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する国内の通貨建表示の譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

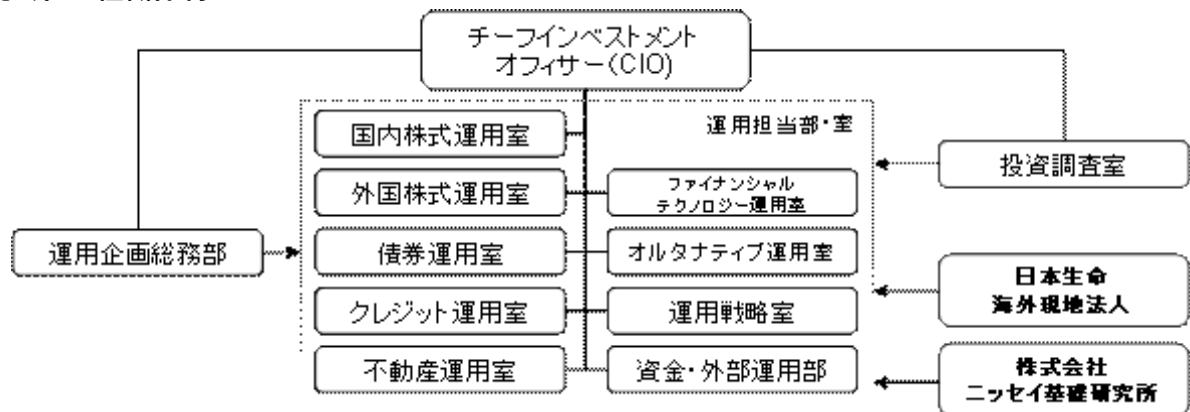
なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 金融商品

信託金を前記①の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下③において同じ）により運用することができます。

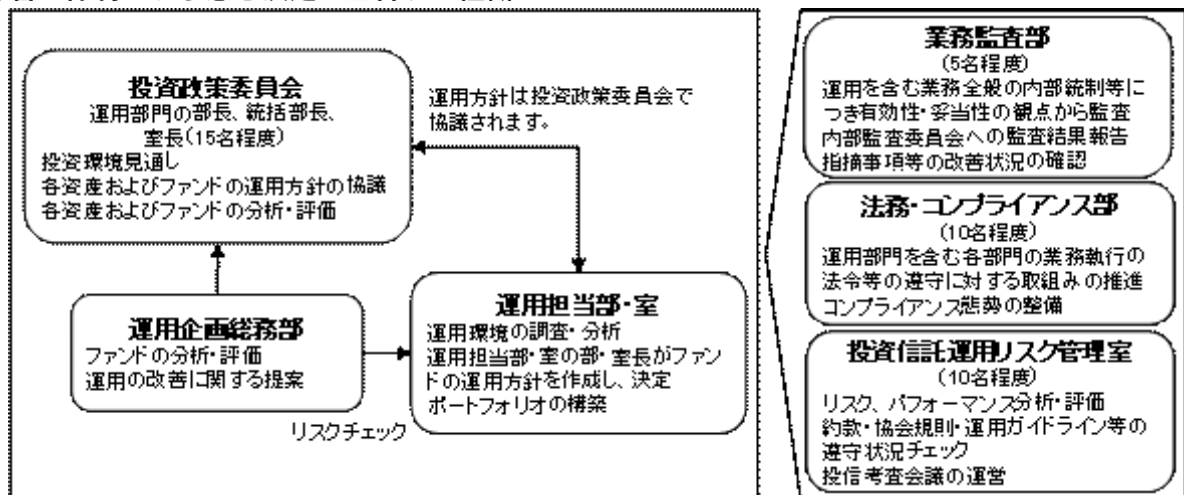
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ③ 前記①にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記②の1. から4. までの掲げる金融商品により運用することができます。

（3）【運用体制】 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - １． 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 - ２． 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ３． 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 分配時期
決算日は２・８月の各25日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
- ③ 支払方法
 - ＜分配金受取コースの場合＞
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
 - ＜分配金再投資コースの場合＞
税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

b 約款に定めるその他の投資制限

- ① 投資する株式等の範囲
 - １． 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ２． 前記１．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。
- ② 信用取引の範囲
 - １． 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。

2. 前記1. の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等により、前記2. の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

③ 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）、ならびに外国の取引所における国内の有価証券に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めます（以下同じ）。

2. 国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における国内の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該ファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該ファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3. において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。

4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

⑤ 金利先渡取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引を行うことができます。

2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該ファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

5. 当該⑤に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その

取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 有価証券の貸付

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記 1. に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。
3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行います。

⑦ 公社債の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記 1. の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約などにより、前記 2. の売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

⑧ 公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行います。
2. 前記 1. は、当該借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、前記 2. の借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。
4. 前記 1. の借入れに関する品借料は信託財産中から支払いします。

⑨ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

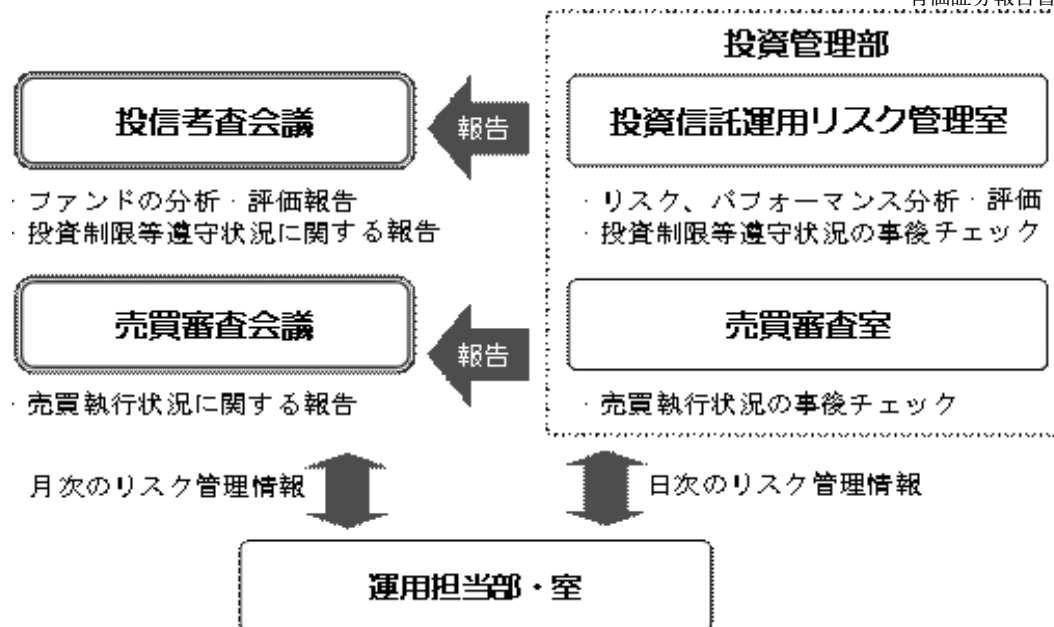
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の投信考査会議で報告します。
2. 売買審査室が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の売買審査会議で報告します。
3. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
※手数料率は変更となる場合があります。
- ② 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税抜

1.5%)の率をかけた金額とし、その配分は次のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分		
年1.575% (税抜1.5%)	委託会社	年0.735%	(税抜0.7%)
	取扱販売会社	年0.735%	(税抜0.7%)
	受託会社	年0.105%	(税抜0.1%)

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率	
100億円超 の部分	年 0.00210%	(税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315%	(税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525%	(税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.03150%	(税抜0.030%)

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

※ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用がありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは、

- ・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。
- ・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約請求・償還・買取請求時：解約請求・償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります[※]。

ただし、平成23年12月31日までは、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約請求・償還時および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。

益金不算入制度の適用があります。

個別元本

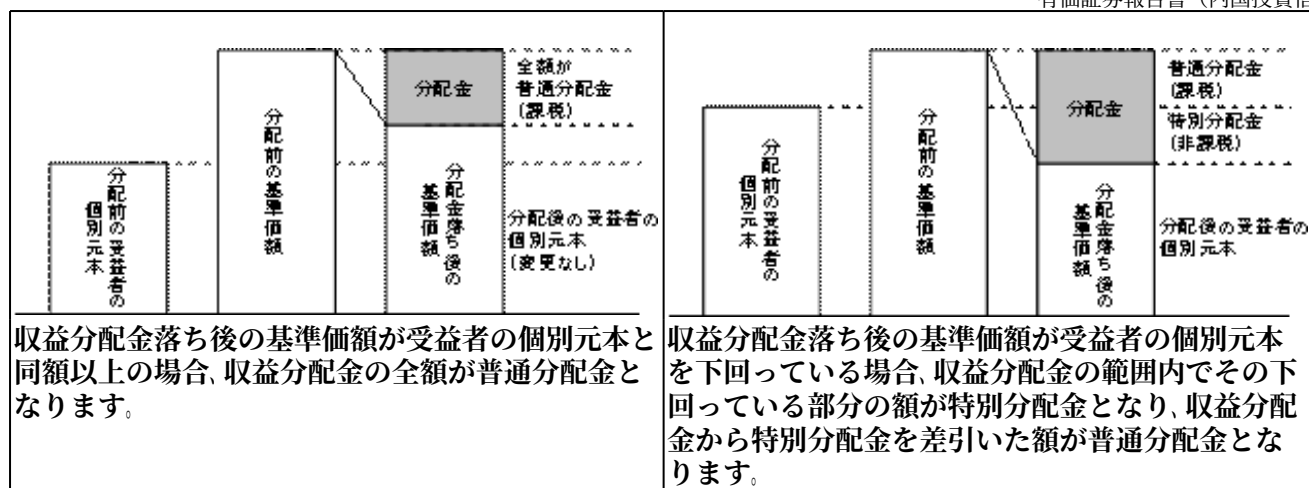
- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金	特別分配金
-------	-------



税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年4月3日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,322,709,654	100.14
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△3,333,995	△0.14
純資産総額		2,319,375,659	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内グロース株式 マザーファンド」

（平成21年4月3日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,177,681,200	93.76
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		145,185,548	6.24
純資産総額		2,322,866,748	100.00

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（注２）その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
東証株価指数先物（買建） （2009年6月限）	東京証券取引所	76,265,750	83,200,000	3.58

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年4月3日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイ国内グ ロース株式 マ ザーファンド	親投資信 託受益証 券	3,926,148,842	5,003	1,964,396,314	5,916	2,322,709,654	100.14
投資比率：合計									100.14

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.14
合計		100.14

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内グロース株式 マザーファンド」

（平成21年4月3日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
1	日本	日本電産	株式	電気機器	20,000	4,020 4,830	80,400,000 96,600,000	4.16
2	日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	20,000	3,220 3,700	64,400,000 74,000,000	3.19
3	日本	住友電気工業	株式	非鉄金属	70,000	802 941	56,140,000 65,870,000	2.84
4	日本	キヤノン	株式	電気機器	20,000	2,505 3,070	50,100,000 61,400,000	2.64
5	日本	ダイキン工業	株式	機械	21,000	2,160 2,815	45,360,000 59,115,000	2.54
6	日本	信越化学工業	株式	化学	11,000	4,280 5,120	47,080,000 56,320,000	2.42
7	日本	富士フイルムホールディングス	株式	化学	23,000	1,833 2,365	42,159,000 54,395,000	2.34
8	日本	高島屋	株式	小売業	85,000	504 613	42,840,000 52,105,000	2.24
9	日本	テルモ	株式	精密機器	14,000	2,880 3,680	40,320,000 51,520,000	2.22
10	日本	J S R	株式	化学	40,000	1,160 1,285	46,400,000 51,400,000	2.21
11	日本	住友化学	株式	化学	140,000	288 358	40,320,000 50,120,000	2.16
12	日本	シャープ	株式	電気機器	60,000	771 834	46,260,000 50,040,000	2.15
13	日本	東京エレクトロン	株式	電気機器	12,000	3,380 4,110	40,560,000 49,320,000	2.12
14	日本	日本ガイシ	株式	ガラス・土石製品	30,000	1,301 1,642	39,030,000 49,260,000	2.12
15	日本	大塚商会	株式	情報・通信業	12,000	3,674 4,060	44,085,038 48,720,000	2.10
16	日本	ケーズホールディングス	株式	小売業	34,000	1,166 1,419	39,644,000 48,246,000	2.08
17	日本	ソニー	株式	電気機器	20,000	1,681 2,395	33,620,000 47,900,000	2.06
18	日本	クレディセゾン	株式	その他金融業	40,000	667 1,151	26,680,000 46,040,000	1.98
19	日本	しまむら	株式	小売業	8,000	4,898 5,600	39,181,697 44,800,000	1.93
20	日本	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	20,000	2,010 2,235	40,200,000 44,700,000	1.92
21	日本	キーエンス	株式	電気機器	2,200	16,700 19,750	36,740,000 43,450,000	1.87
22	日本	ヤマダ電機	株式	小売業	10,000	3,640 4,270	36,400,000 42,700,000	1.84
23	日本	ホンダ	株式	輸送用機器	15,000	2,395 2,780	35,925,000 41,700,000	1.80
24	日本	富士通	株式	電気機器	100,000	337 408	33,700,000 40,800,000	1.76
25	日本	三井不動産	株式	不動産業	30,000	1,007 1,311	30,210,000 39,330,000	1.69
26	日本	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	株式	サービス業	60,000	670 637	40,200,000 38,220,000	1.65

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
27	日本	資生堂	株式	化学	26,000	1,393 1,449	36,218,000 37,674,000	1.62
28	日本	メガチップス	株式	電気機器	25,000	1,674 1,490	41,850,000 37,250,000	1.60
29	日本	セコム	株式	サービス業	10,000	3,320 3,640	33,200,000 36,400,000	1.57
30	日本	東芝	株式	電気機器	120,000	232 298	27,840,000 35,760,000	1.54
投資比率：合計								64.36

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	電気機器	25.09
	小売業	12.63
	化学	12.46
	情報・通信業	9.53
	サービス業	5.94
	ガラス・土石製品	4.98
	輸送用機器	4.98
	精密機器	4.54
	その他金融業	3.27
	非鉄金属	2.84
	機械	2.54
	不動産業	1.69
	鉄鋼	1.25
	医薬品	1.13
	その他製品	0.89
	合計	93.76

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ国内グロース株式 マザーファンド」

（平成21年4月3日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （%）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2009年6月限）	買建	10	76,265,750	83,200,000	3.58

（注１）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注２）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（３）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年4月3日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第1期末	（平成12年8月25日）	分配付： 32,362,715,532 分配落： 32,362,715,532	分配付： 8,622 分配落： 8,622
第2期末	（平成13年2月26日）	分配付： 21,921,239,173 分配落： 21,921,239,173	分配付： 7,216 分配落： 7,216
第3期末	（平成13年8月27日）	分配付： 19,283,764,819 分配落： 19,283,764,819	分配付： 6,688 分配落： 6,688
第4期末	（平成14年2月25日）	分配付： 14,727,227,657 分配落： 14,727,227,657	分配付： 5,859 分配落： 5,859
第5期末	（平成14年8月26日）	分配付： 14,139,119,380 分配落： 14,139,119,380	分配付： 5,916 分配落： 5,916
第6期末	（平成15年2月25日）	分配付： 10,553,098,985 分配落： 10,553,098,985	分配付： 4,803 分配落： 4,803
第7期末	（平成15年8月25日）	分配付： 9,863,995,610 分配落： 9,863,995,610	分配付： 5,734 分配落： 5,734
第8期末	（平成16年2月25日）	分配付： 9,401,126,067 分配落： 9,401,126,067	分配付： 6,237 分配落： 6,237
第9期末	（平成16年8月25日）	分配付： 8,415,172,350 分配落： 8,415,172,350	分配付： 6,630 分配落： 6,630
第10期末	（平成17年2月25日）	分配付： 7,640,513,009 分配落： 7,640,513,009	分配付： 6,689 分配落： 6,689
第11期末	（平成17年8月25日）	分配付： 6,425,702,224 分配落： 6,425,702,224	分配付： 7,390 分配落： 7,390
第12期末	（平成18年2月27日）	分配付： 6,668,721,740 分配落： 6,668,721,740	分配付： 9,380 分配落： 9,380
第13期末	（平成18年8月25日）	分配付： 5,590,155,786 分配落： 5,590,155,786	分配付： 8,929 分配落： 8,929
第14期末	（平成19年2月26日）	分配付： 5,065,273,647 分配落： 5,065,273,647	分配付： 9,199 分配落： 9,199
第15期末	（平成19年8月27日）	分配付： 4,178,714,986 分配落： 4,178,714,986	分配付： 8,382 分配落： 8,382
第16期末	（平成20年2月25日）	分配付： 3,498,233,702 分配落： 3,498,233,702	分配付： 7,591 分配落： 7,591
第17期末	（平成20年8月25日）	分配付： 3,470,959,785 分配落： 3,470,959,785	分配付： 7,353 分配落： 7,353
第18期末	（平成21年2月25日）	分配付： 1,986,819,011 分配落： 1,986,819,011	分配付： 4,349 分配落： 4,349
	平成20年4月末日	3,519,848,174	7,772
	5月末日	3,550,928,529	7,914
	6月末日	3,667,190,259	7,589
	7月末日	3,571,847,700	7,480

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
	8月末日	3,482,631,585	7,404
	9月末日	2,952,165,973	6,409
	10月末日	2,279,529,958	4,959
	11月末日	2,239,640,019	4,885
	12月末日	2,297,209,395	4,941
	平成21年1月末日	2,139,894,278	4,652
	2月末日	2,000,102,877	4,379
	3月末日	2,142,902,053	4,747
	平成21年4月3日	2,319,375,659	5,144

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1期	（平成12年8月25日）	0円
第2期	（平成13年2月26日）	0円
第3期	（平成13年8月27日）	0円
第4期	（平成14年2月25日）	0円
第5期	（平成14年8月26日）	0円
第6期	（平成15年2月25日）	0円
第7期	（平成15年8月25日）	0円
第8期	（平成16年2月25日）	0円
第9期	（平成16年8月25日）	0円
第10期	（平成17年2月25日）	0円
第11期	（平成17年8月25日）	0円
第12期	（平成18年2月27日）	0円
第13期	（平成18年8月25日）	0円
第14期	（平成19年2月26日）	0円
第15期	（平成19年8月27日）	0円
第16期	（平成20年2月25日）	0円
第17期	（平成20年8月25日）	0円
第18期	（平成21年2月25日）	0円

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1期	自平成12年2月25日 至平成12年8月25日	△13.78%
第2期	自平成12年8月26日 至平成13年2月26日	△16.31%

		収益率
第3期	自平成13年2月27日 至平成13年8月27日	△7.32%
第4期	自平成13年8月28日 至平成14年2月25日	△12.40%
第5期	自平成14年2月26日 至平成14年8月26日	0.97%
第6期	自平成14年8月27日 至平成15年2月25日	△18.81%

第7期	自平成15年2月26日 至平成15年8月25日	19.38%
第8期	自平成15年8月26日 至平成16年2月25日	8.77%
第9期	自平成16年2月26日 至平成16年8月25日	6.30%
第10期	自平成16年8月26日 至平成17年2月25日	0.89%
第11期	自平成17年2月26日 至平成17年8月25日	10.48%
第12期	自平成17年8月26日 至平成18年2月27日	26.93%
第13期	自平成18年2月28日 至平成18年8月25日	△4.81%
第14期	自平成18年8月26日 至平成19年2月26日	3.02%
第15期	自平成19年2月27日 至平成19年8月27日	△8.88%
第16期	自平成19年8月28日 至平成20年2月25日	△9.44%
第17期	自平成20年2月26日 至平成20年8月25日	△3.14%
第18期	自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	△40.85%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当期末分配付基準価額－前期末分配落基準価額）÷前期末分配落基準価額×100

第2部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年 2 月25日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし

す。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。
それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いしま

す。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
電話番号 0120-762-506
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ
ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための必要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ
ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。

(4) 【計算期間】

毎年2月26日から8月25日、8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成12年2月25日から平成12年8月25日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間に

において存続します。

9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3. 」または「② 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要 （５）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成20年2月26日から平成20年8月25日まで）及び第18期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

ニッセイ日本株グロスオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成20年8月25日現在)	第18期 (平成21年2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,669	4,096
親投資信託受益証券	3,482,484,274	1,986,455,869
未収入金	28,000,000	21,090,000
流動資産合計	3,510,498,943	2,007,549,965
資産合計	3,510,498,943	2,007,549,965
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,222,080	1,092,319
未払受託者報酬	1,806,386	1,296,060
未払委託者報酬	25,289,927	18,145,525
その他未払費用	220,765	197,050
流動負債合計	39,539,158	20,730,954
負債合計	39,539,158	20,730,954
純資産の部		
元本等		
元本	4,720,582,174	4,568,566,572
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,249,622,389	△2,581,747,561
純資産合計	3,470,959,785	1,986,819,011
負債純資産合計	3,510,498,943	2,007,549,965

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 （自平成20年2月26日 至平成20年8月25日）	第18期 （自平成20年8月26日 至平成21年2月25日）
営業収益		
受取利息	294	136
有価証券売買等損益	△92,331,118	△1,376,178,405
営業収益合計	△92,330,824	△1,376,178,269
営業費用		
受託者報酬	1,806,386	1,296,060
委託者報酬	25,289,927	18,145,525
その他費用	220,765	197,050
営業費用合計	27,317,078	19,638,635
営業損失（△）	△119,647,902	△1,395,816,904
経常損失（△）	△119,647,902	△1,395,816,904
当期純損失（△）	△119,647,902	△1,395,816,904
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,660,316	△87,637,505
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,110,259,184	△1,249,622,389
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,012,349	119,732,442
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,012,349	119,732,442
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,387,968	143,678,215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,387,968	143,678,215
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,249,622,389	△2,581,747,561

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17期 (自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	第18期 (自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (平成20年8月25日現在)	第18期 (平成21年2月25日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	4,720,582,174口	4,568,566,572口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,249,622,389円	2,581,747,561円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7353円 (7,353円)	0.4349円 (4,349円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 (自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	第18期 (自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10,629,925円）、及び分配準備積立金（123,702,196円）より、分配対象収益は134,332,121円（1口当たり0.028457円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（17,471,161円）、及び分配準備積立金（112,535,086円）より、分配対象収益は130,006,247円（1口当たり0.028457円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期 (自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	第18期 (自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第17期 （自平成20年2月26日 至平成20年8月25日）	第18期 （自平成20年8月26日 至平成21年2月25日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第17期 （平成20年8月25日現在）	第18期 （平成21年2月25日現在）
期首元本額	4,608,492,886円	4,720,582,174円
期中追加設定元本額	399,117,882円	288,037,746円
期中一部解約元本額	287,028,594円	440,053,348円

2 有価証券関係

第17期（平成20年8月25日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,482,484,274	△91,173,922
合計	3,482,484,274	△91,173,922

第18期（平成21年2月25日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,986,455,869	△1,279,293,302
合計	1,986,455,869	△1,279,293,302

3 デリバティブ取引関係

第17期（自平成20年2月26日 至平成20年8月25日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第18期（自平成20年8月26日 至平成21年2月25日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内グロース株式マザーファンド	3,976,888,628	1,986,455,869	
合計		3,976,888,628	1,986,455,869	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド（ニッセイ日本株グロスオープン）は、「ニッセイ国内グロス株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ国内グロス株式マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成20年8月25日現在）	（平成21年2月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	201,799,925	89,244,173
株式	3,246,069,000	1,911,941,600
派生商品評価勘定	117,125	—
未収入金	56,351,043	—
未収配当金	3,121,500	5,709,000
前払金	9,625,000	5,900,000
流動資産合計	3,517,083,593	2,012,794,773
資産合計	3,517,083,593	2,012,794,773
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,465,750	5,307,875
未払解約金	28,000,000	21,090,000
流動負債合計	34,465,750	26,397,875

負債合計	34,465,750	26,397,875
純資産の部		
元本等		
元本	4,164,156,732	3,976,888,628
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△681,538,889	△1,990,491,730
純資産合計	3,482,617,843	1,986,396,898
負債純資産合計	3,517,083,593	2,012,794,773

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	(自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、証券取引所における計算日の最終相場によっております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。	株価指数先物取引 同左 同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年8月25日現在)	(平成21年2月25日現在)
1. 担保に供している資産 先物取引に係る差入委託証拠金の代用として差し入れている有価証券	株式 51,100,000円	株式 25,050,000円
2. 計算日における受益権総数	4,164,156,732口	3,976,888,628口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		

元本の欠損	681,538,889円	1,990,491,730円
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8363円 (8,363円)	0.4995円 (4,995円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	(自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成20年2月26日 至平成20年8月25日)	(自平成20年8月26日 至平成21年2月25日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成20年8月25日現在)	(平成21年2月25日現在)
同計算期間の期首元本額	4,079,378,956円	4,164,156,732円
同計算期間中の追加設定元本額	349,222,817円	237,672,704円
同計算期間中の一部解約元本額	264,445,041円	424,940,808円
同計算期間末日の元本額※	4,164,156,732円	3,976,888,628円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ日本株グロースオープン	4,164,156,732円	3,976,888,628円
合計	4,164,156,732円	3,976,888,628円

2 有価証券関係

(平成20年8月25日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3,246,069,000	△105,925,018
合計	3,246,069,000	△105,925,018

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年2月26日）から計算日までの期間に対応するものであります。

(平成21年2月25日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,911,941,600	△1,099,918,514
合計	1,911,941,600	△1,099,918,514

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年8月26日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

（自平成20年2月26日 至平成20年8月25日）	（自平成20年8月26日 至平成21年2月25日）
1. 取引の内容 利用している取引は、株式関連で国内の株価指数先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 国内の株価指数先物取引は、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の価格変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。但し、投機目的の取引は行わない方針であります。 3. 取引の利用目的 国内の株価指数先物取引は、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用します。 4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち株価指数の変動リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

（平成20年8月25日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	株価指数先物取引 買建	192,423,625	—	186,075,000	△6,348,625

合計	192,423,625	—	186,075,000	△6,348,625
----	-------------	---	-------------	------------

（注１）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成20年2月26日）から計算日までの期間に対応するものがあります。

（平成21年2月25日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	株価指数先物取引 買建	42,607,875	—	37,300,000	△5,307,875
合計		42,607,875	—	37,300,000	△5,307,875

（注１）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注２）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成20年8月26日）から計算日までの期間に対応するものがあります。

（３）附属明細表（平成21年2月25日現在）

第１ 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ディー・エヌ・エー	100	290,100	29,010,000	
セブン&アイ・ホールディングス	20,000	2,010	40,200,000	
I Tホールディングス	23,600	1,161	27,399,600	
住友化学	140,000	288	40,320,000	
イビデン	14,000	1,977	27,678,000	
信越化学工業	11,000	4,280	47,080,000	
J S R	40,000	1,160	46,400,000	
花王	10,000	1,810	18,100,000	
テルモ	14,000	2,880	40,320,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
第一三共	15,000	1,856	27,840,000	
ラウンドワン	45,000	565	25,425,000	
リゾートトラスト	33,000	806	26,598,000	
オービック	2,000	13,070	26,140,000	
トレンドマイクロ	9,000	2,310	20,790,000	
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	60,000	670	40,200,000	
大塚商会	9,000	3,760	33,840,000	
ジュビターテレコム	400	69,100	27,640,000	
富士フイルムホールディングス	23,000	1,833	42,159,000	

資生堂	26,000	1,393	36,218,000	
旭硝子	60,000	431	25,860,000	
日本板硝子	110,000	203	22,330,000	
日本ガイシ	55,000	1,301	71,555,000	
日立金属	40,000	549	21,960,000	
住友電気工業	70,000	802	56,140,000	
ダイキン工業	21,000	2,160	45,360,000	
東芝	120,000	232	27,840,000	
日本電産	20,000	4,020	80,400,000	
富士通	100,000	337	33,700,000	
パナソニック	25,000	1,153	28,825,000	
シャープ	60,000	771	46,260,000	
ソニー	20,000	1,681	33,620,000	
キーエンス	2,000	18,370	36,740,000	
メガチップス	54,000	1,674	90,396,000	
スタンレー電気	23,000	1,000	23,000,000	
京セラ	4,000	5,900	23,600,000	
トヨタ自動車	20,000	3,220	64,400,000	
ホンダ	15,000	2,395	35,925,000	
ニコン	21,000	910	19,110,000	
オリンパス	14,000	1,294	18,116,000	
キヤノン	20,000	2,505	50,100,000	うち代用有価証券10,000株
任天堂	700	27,570	19,299,000	
東京エレクトロン	12,000	3,380	40,560,000	
ユニ・チャーム	3,500	6,230	21,805,000	
しまむら	5,000	4,880	24,400,000	
高島屋	85,000	504	42,840,000	
クレディセゾン	40,000	667	26,680,000	
ダイエー	50,000	328	16,400,000	
イオン	27,000	609	16,443,000	
ケーズホールディングス	34,000	1,166	39,644,000	
イオンクレジットサービス	30,000	791	23,730,000	
三井不動産	30,000	1,007	30,210,000	
KDDI	50	486,000	24,300,000	
住商情報システム	20,000	1,030	20,600,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
セコム	10,000	3,320	33,200,000	
コナミ	12,000	1,403	16,836,000	
ヤマダ電機	10,000	3,640	36,400,000	
合計	1,738,350	—	1,911,941,600	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年4月3日現在）

I 資産総額	2,325,154,789 円
II 負債総額	5,779,130 円
III 純資産総額（I－II）	2,319,375,659 円
IV 発行済数量	4,509,260,077 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV×10000）	5,144 円

第5 【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成12年2月25日 至平成12年8月25日	62,903,383,134	25,367,998,575	37,535,384,559
第2期	自平成12年8月26日 至平成13年2月26日	1,421,817,595	8,578,740,811	30,378,461,343
第3期	自平成13年2月27日 至平成13年8月27日	8,560,916,637	10,108,047,997	28,831,329,983
第4期	自平成13年8月28日 至平成14年2月25日	51,969,287	3,745,901,509	25,137,397,761
第5期	自平成14年2月26日 至平成14年8月26日	567,745,539	1,807,361,964	23,897,781,336
第6期	自平成14年8月27日 至平成15年2月25日	224,388,095	2,149,068,653	21,973,100,778
第7期	自平成15年2月26日 至平成15年8月25日	168,548,840	4,938,511,107	17,203,138,511
第8期	自平成15年8月26日 至平成16年2月25日	49,346,160	2,178,845,282	15,073,639,389
第9期	自平成16年2月26日 至平成16年8月25日	24,930,713	2,406,410,519	12,692,159,583
第10期	自平成16年8月26日 至平成17年2月25日	26,076,777	1,295,241,817	11,422,994,543
第11期	自平成17年2月26日 至平成17年8月25日	23,778,869	2,751,220,489	8,695,552,923

第12期	自平成17年8月26日 至平成18年2月27日	24,002,907	1,609,827,944	7,109,727,886
第13期	自平成18年2月28日 至平成18年8月25日	21,424,757	870,340,914	6,260,811,729
第14期	自平成18年8月26日 至平成19年2月26日	11,054,249	765,635,721	5,506,230,257
第15期	自平成19年2月27日 至平成19年8月27日	8,482,818	529,178,398	4,985,534,677

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第16期	自平成19年8月28日 至平成20年2月25日	7,700,697	384,742,488	4,608,492,886
第17期	自平成20年2月26日 至平成20年8月25日	399,117,882	287,028,594	4,720,582,174
第18期	自平成20年8月26日 至平成21年2月25日	288,037,746	440,053,348	4,568,566,572

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成21年3月末日現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年3月末日現在、委託会社が運用するファンド（公募）の本数および純資産総額合計額は以下のとおりです。（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます。）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：円）
追加型株式投資信託	60	846,978,183,240
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	5,016,885,037
単位型公社債投資信託	0	0
合計	62	851,995,068,277

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

なお、第12期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2.監査証明について

当社は、第12期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について証券取引法第193条の2の規定に基づき、及び第13期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金			1,990			-	
2. 預金			5,321,475			-	
3. 現金・預金			-			6,400,622	
4. 有価証券			8,995,742			7,499,960	
5. 支払委託金							
(1) 収益分配金		397			-		
(2) 償還金		31,908	32,306		-	-	
6. 前払費用			138,675			174,085	
7. 未収委託者報酬			2,780,016			2,153,540	
8. 未収投資顧問料	※ 1		1,330,201			-	
9. 未収運用受託報酬	※ 1		-			972,771	
10. 未収投資助言報酬	※ 1		-			253,197	
11. 未収収益			20,416			21,476	
12. 貯蔵品			9,406			14,746	
13. 繰延税金資産			294,505			335,729	
14. その他			19,419			10,019	
流動資産計			18,944,155	48.7		17,836,149	45.0
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※ 2		217,486			188,617	
(2) 器具備品	※ 2		252,825			247,833	
有形固定資産計			470,312	1.2		436,450	1.1
2. 無形固定資産							
(1) 電信加入権	※ 2		400			364	
(2) 電話加入権			7,942			7,942	
(3) ソフトウェア	※ 2		1,169,783			1,247,204	
(4) ソフトウェア仮勘定			3,310			133,623	
無形固定資産計			1,181,437	3.1		1,389,135	3.5

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			18,007,588			19,082,243	
(2) 長期差入保証金	※ 1		279,195			282,029	
(3) 預託金			2,232			753	
(4) 繰延税金資産			-			589,511	
投資その他の資産計			18,289,016	47.0		19,954,537	50.4
固定資産計			19,940,766	51.3		21,780,124	55.0
資産合計			38,884,922	100.0		39,616,273	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			42,213			22,790	
2. 未払金							
(1) 未払収益分配金		6,895			5,607		
(2) 未払償還金		189,402			198,403		
(3) 未払手数料	※ 1	1,065,455			805,432		
(4) その他未払金	※ 1	288,596	1,550,349		307,587	1,317,031	
3. 未払運用委託報酬			-			587,208	
4. 未払投資助言報酬			-			113,443	
5. 未払費用	※ 1		879,567			138,618	
6. 未払法人税等			1,057,019			739,421	
7. 未払事業所税			11,170			11,822	
8. 未払消費税等			77,151			34,584	
9. 前受運用受託報酬			558			557	
10. 賞与引当金			409,690			524,706	
11. その他			17			-	
流動負債計			4,027,739	10.4		3,490,183	8.8
II 固定負債							
1. 長期未払費用	※ 1		127,015			66,047	
2. 退職給付引当金			265,991			338,648	
3. 役員退任慰労金引当金			17,229			18,704	
4. 繰延税金負債			28,895			-	
固定負債計			439,131	1.1		423,400	1.1
負債合計			4,466,871	11.5		3,913,584	9.9

期別		第12期 (平成19年3月31日現在)			第13期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			10,000,000	25.7		10,000,000	25.2
2. 資本剰余金							
資本準備金			8,281,840			8,281,840	
資本剰余金計			8,281,840	21.3		8,281,840	20.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金			139,807			139,807	
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		120,000			120,000		
研究開発積立金		70,000			70,000		
特別償却準備金		5,204			-		
別途積立金		350,000			350,000		
繰越利益剰余金		15,142,176	15,687,381		17,343,436	17,883,436	
利益剰余金計			15,827,188	40.7		18,023,243	45.5
株主資本計			34,109,028			36,305,083	
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			309,022	0.8		△602,394	△1.5
純資産合計			34,418,050	88.5		35,702,689	90.1
負債・純資産合計			38,884,922	100.0		39,616,273	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		15,449,699			14,408,633		
2. 投資顧問料		6,213,392			-		
3. 運用受託報酬		-			5,239,380		
4. 投資助言報酬		-			1,129,817		
5. その他営業収益		47,111			47,100		
営業収益計			21,710,203	100.0		20,824,931	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			5,849,615			5,626,025	
2. 広告宣伝費			128,925			119,466	
3. 公告費			16,073			3,463	
4. 受益証券発行費			36,584			58	
5. 調査費							
(1) 調査費		693,495			812,474		
(2) 支払投資顧問料		4,290,739			-		
(3) 支払運用委託報酬		-			2,992,080		
(4) 支払投資助言報酬		-	4,984,234		442,829	4,247,384	
6. 委託計算費			109,278			117,836	
7. 営業雑経費							
(1) 通信費		59,512			64,639		
(2) 印刷費		304,811			355,410		
(3) 協会費		25,401			21,686		
(4) 販売事務費		22,669			24,761		
(5) その他営業雑経費		215,669	628,064		288,527	755,025	
営業費用計			11,752,775	54.1		10,869,260	52.2
III 一般管理費							
1. 給料							
(1) 役員報酬	※ 1	56,362			61,539		
(2) 給料・手当		2,661,668			2,752,245		
(3) 賞与		339,718			317,566		
(4) その他人件費		9,598	3,067,347		7,060	3,138,411	
2. 退職給付負担金			52,537			61,168	
3. 海外派遣関係費			78,933			101,496	
4. 交際費			23,994			27,644	

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
5. 寄付金			665			542	
6. 旅費交通費			106,472			128,796	
7. 福利厚生費			412,033			432,033	
8. 租税公課			97,828			97,035	
9. 不動産賃借料			677,820			659,173	
10. 器具備品賃借料			6,634			5,537	
11. 器具備品費			37,725			20,042	
12. 消耗品費			95,211			129,605	
13. 業務委託費			87,374			79,467	
14. 事務委託費			117,799			119,447	
15. 賞与引当金繰入額			409,690			524,706	
16. 退職給付引当金繰入額			91,081			91,625	
17. 役員退任慰労金引当金繰入額			4,612			7,487	
18. 固定資産減価償却費			471,044			539,328	
19. 諸経費			247,103			288,940	
一般管理費計			6,085,911	28.0		6,452,492	31.0
営業利益			3,871,516	17.8		3,503,179	16.8
IV 営業外収益							
1. 受取配当金			413,780			127,663	
2. 有価証券利息			74,589			128,498	
3. 受取利息			8,854			20,304	
4. 雑収入			25,639			27,510	
営業外収益計			522,862	2.4		303,977	1.5
V 営業外費用							
1. 為替差損			16,930			3,958	
2. 事故損失賠償金	※ 2		3,488			-	
3. 雑損失			260			2,966	
営業外費用計			20,679	0.0		6,924	0.0
経常利益			4,373,699	20.1		3,800,231	18.2
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			245,153			-	
2. 投資有価証券償還益			-			252,360	
3. 賞与引当金戻入益			-			4,982	
特別利益計			245,153	1.1		257,342	1.2

期別		第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※ 3		7,874			8,147	
2. 投資有価証券売却損			42,791			30,634	
3. 事故損失賠償金	※ 2		-			1,959	
4. 投資有価証券償還損			4,588			-	
特別損失計			55,254	0.2		40,741	0.2
税引前当期純利益			4,563,598	21.0		4,016,832	19.3
法人税、住民税及び事業税		1,894,544			1,737,237		
法人税等調整額		△56,197	1,838,346	8.4	△52,020	1,685,217	8.1
当期純利益			2,725,251	12.5		2,331,615	11.2

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)																								
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものです。 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>390,855千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>84,288千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>21,373千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>9,777千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>127,015千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	390,855千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	84,288千円	その他未払金	21,373千円	未払費用	9,777千円	長期未払費用	127,015千円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものです。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>216,803千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>228,642千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>77,175千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>85,684千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>66,047千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	216,803千円	未収投資助言報酬	228,642千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	77,175千円	未払費用	85,684千円	長期未払費用	66,047千円
未収投資顧問料	390,855千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	84,288千円																								
その他未払金	21,373千円																								
未払費用	9,777千円																								
長期未払費用	127,015千円																								
未収運用受託報酬	216,803千円																								
未収投資助言報酬	228,642千円																								
長期差入保証金	265,746千円																								
未払手数料	77,175千円																								
未払費用	85,684千円																								
長期未払費用	66,047千円																								
※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>79,482千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>482,152千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>561,634千円</td></tr> </table>	建物	79,482千円	器具備品	482,152千円	合計	561,634千円	※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>111,822千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>504,714千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>616,537千円</td></tr> </table>	建物	111,822千円	器具備品	504,714千円	合計	616,537千円												
建物	79,482千円																								
器具備品	482,152千円																								
合計	561,634千円																								
建物	111,822千円																								
器具備品	504,714千円																								
合計	616,537千円																								
3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。	3. 同左																								

(損益計算書関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)										
※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役</td><td>180,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役</td><td>30,000千円</td></tr> </table>	取締役	180,000千円	監査役	30,000千円	※ 1. 同左						
取締役	180,000千円										
監査役	30,000千円										
※ 2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	※ 2. 同左										
※ 3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>5,772千円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>2,102千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,874千円</td></tr> </table>	器具備品	5,772千円	建物	2,102千円	合計	7,874千円	※ 3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>8,147千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>8,147千円</td></tr> </table>	器具備品	8,147千円	合計	8,147千円
器具備品	5,772千円										
建物	2,102千円										
合計	7,874千円										
器具備品	8,147千円										
合計	8,147千円										

(株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 ①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。 ①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株 ③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし
2. 配当に関する事項 ①配当金支払額 平成18年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成18年3月31日 効力発生日 平成18年6月22日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日	2. 配当に関する事項 ①配当金支払額 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成19年3月31日 効力発生日 平成19年6月27日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日

(リース取引関係)

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>17,126</td><td>8,773</td><td>8,353</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	17,126	8,773	8,353	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>12,105</td><td>6,640</td><td>5,464</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	12,105	6,640	5,464
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	17,126	8,773	8,353																						
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	12,105	6,640	5,464																						
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																								
1 年内 2,797千円	1 年内 2,369千円																								
1 年超 5,884千円	1 年超 3,337千円																								
合計 8,681千円	合計 5,706千円																								
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
支払リース料 3,186千円	支払リース料 3,020千円																								
減価償却費相当額 2,802千円	減価償却費相当額 2,689千円																								
支払利息相当額 362千円	支払利息相当額 285千円																								
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																								
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																								

（有価証券関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	2,994,955	3,003,940	8,984
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,994,955	3,003,940	8,984
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	11,402,733	11,359,020	△43,713
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,402,733	11,359,020	△43,713
合計		14,397,688	14,362,960	△34,728

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,994,928	3,996,650	1,722
	①国債・地方債等	3,994,928	3,996,650	1,722
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	3,511,000	4,133,482	622,482
	小計	7,505,928	8,130,132	624,204
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	998,678	998,600	△78
	①国債・地方債等	998,678	998,600	△78
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	3,352,500	3,243,410	△109,090
	小計	4,351,178	4,242,010	△109,168
合計		11,857,106	12,372,142	515,036

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,302,362	245,153	42,791

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	101,000	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
1. 債券	8,995,742	10,397,196	—	—
(1)国債・地方債等	8,995,742	10,397,196	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	752,200	4,892,415	1,436,190	21,287
合計	9,747,942	15,289,611	1,436,190	21,287

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（平成20年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,126,458	11,214,480	88,021
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,126,458	11,214,480	88,021
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	3,303,474	3,301,350	△2,124
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,303,474	3,301,350	△2,124
合計		14,429,933	14,515,830	85,896

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,495,260	3,497,450	2,189
	①国債・地方債等	3,495,260	3,497,450	2,189
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	2,311,000	2,586,254	275,254
	小計	5,806,260	6,083,704	277,443
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
	小計	7,116,500	5,835,469	△1,281,031
合計		12,922,760	11,919,173	△1,003,587

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
950,979	—	30,634

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	100,597	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券	7,499,960	10,427,422	—	—
(1)国債・地方債等	7,499,960	10,427,422	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	1,067,250	5,440,566	1,656,541	—
合計	8,567,210	15,867,989	1,656,541	—

（注）投資信託受益証券であります。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成19年3月31日現在）

(1)退職給付債務 265,991千円

(2)退職給付引当金 265,991千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 98,414千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）7,333千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）28,339千円、及び受入出向者にかかる退職給付負担金52,537千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成20年3月31日現在）

(1)退職給付債務 338,648千円

(2)退職給付引当金 338,648千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 101,582千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）9,957千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）32,514千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金61,168千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 賞与引当金 163,876千円 未払事業税 86,874千円 その他 44,412千円 繰延税金資産合計 295,162千円 繰延税金負債 有価証券評価差額 657千円 繰延税金負債合計 657千円 繰延税金資産の純額 294,505千円 (固定資産) 繰延税金資産 退職給付引当金 106,396千円 役員退任慰労金引当金 6,891千円 長期未払費用 50,806千円 税務上の繰延資産償却超過額 8,581千円 その他 7,255千円 繰延税金資産合計 179,931千円 繰延税金負債 投資有価証券評価差額 205,357千円 特別償却準備金 3,469千円 繰延税金負債合計 208,826千円 繰延税金負債の純額 28,895千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 賞与引当金 209,882千円 未払事業税 65,741千円 その他 60,981千円 繰延税金資産合計 336,605千円 繰延税金負債 有価証券評価差額 875千円 繰延税金負債合計 875千円 繰延税金資産の純額 335,729千円 (固定資産) 繰延税金資産 退職給付引当金 135,459千円 役員退任慰労金引当金 7,481千円 長期未払費用 26,419千円 税務上の繰延資産償却超過額 9,538千円 投資有価証券評価差額 402,471千円 その他 8,140千円 繰延税金資産合計 589,511千円 繰延税金資産の純額 589,511千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任5 出向2 転籍6	営業取引	投資顧問料の受取	1,750,369	未収投資顧問料	390,855

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 投資顧問料の受取1,750,369千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る投資顧問料138,757千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	462,176	その他未払金	44,205

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任5 出向3 転籍5	営業取引	運用受託報酬の受取	929,617	未収運用受託報酬	216,803
								投資助言報酬の受取	1,007,132	未収投資助言報酬	228,642

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。
4. 運用受託報酬の受取929,617千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬306,822千円を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	499,113	その他未払金	47,267

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 317,369円15銭 1株当たり当期純利益金額 25,129円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 329,214円82銭 1株当たり当期純利益金額 21,499円84銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	2,725,251千円	2,331,615千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株主に係る当期純利益	2,725,251千円	2,331,615千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科目		第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金及び預金		4,531,883	
2. 有価証券		7,996,388	
3. 未収委託者報酬		2,150,025	
4. 未収運用受託報酬		1,136,126	
5. 未収投資助言報酬		278,933	
6. 繰延税金資産		249,047	
7. その他		287,577	
流動資産合計		16,629,983	41.8
II 固定資産			
1. 有形固定資産	※1	398,097	1.0
2. 無形固定資産		1,440,736	3.6
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		19,963,401	
(2) 繰延税金資産		1,035,257	
(3) その他		282,453	
投資その他の資産合計		21,281,112	53.6
固定資産合計		23,119,946	58.2
資産合計		39,749,930	100.0
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 未払金		1,192,528	
2. 未払運用委託報酬		758,471	
3. 未払投資助言報酬		104,821	
4. 未払費用		108,430	
5. 未払法人税等		627,718	
6. 前受運用受託報酬		101,731	
7. 前受投資助言報酬		78,968	
8. 賞与引当金		355,988	
9. その他		87,153	
流動負債合計		3,415,813	8.6

科目	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
II 固定負債			
1. 長期未払費用		35,567	
2. 退職給付引当金		396,319	
3. 役員退任慰労金引当金		23,854	
固定負債合計		455,741	1.1
負債合計		3,871,554	9.7
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金		10,000,000	25.2
2. 資本剰余金			
資本準備金		8,281,840	
資本剰余金合計		8,281,840	20.8
3. 利益剰余金			
(1) 利益準備金		139,807	
(2) その他利益剰余金			
配当準備積立金		120,000	
研究開発積立金		70,000	
別途積立金		350,000	
繰越利益剰余金		18,171,672	
利益剰余金合計		18,851,479	47.4
株主資本合計		37,133,319	93.4
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△1,254,943	
評価・換算差額等合計		△1,254,943	△3.1
純資産合計		35,878,375	90.3
負債・純資産合計		39,749,930	100.0

(2) 中間損益計算書

科目	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益				
1. 委託者報酬		7,156,167		
2. 運用受託報酬		2,356,174		
3. 投資助言報酬		493,636		
4. その他営業収益		23,550	10,029,528	100.0
II 営業費用			5,297,515	52.8
III 一般管理費	※1		3,370,989	33.6
営業利益			1,361,023	13.6
IV 営業外収益	※2		172,321	1.7
V 営業外費用	※3		3,683	0.0
経常利益			1,529,661	15.3
VI 特別利益	※4		119,053	1.2
VII 特別損失	※5		37,126	0.4
税引前中間純利益			1,611,588	16.1
法人税、住民税及び事業税		571,825		
法人税等調整額		75,967	647,793	6.5
中間純利益			963,795	9.6

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	70,000
別途積立金	前期末残高	350,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	17,343,436
	当中間期変動額	剰余金の配当 中間純利益
		合計
	当中間期末残高	18,171,672
利益剰余金合計	前期末残高	18,023,243
	当中間期変動額	828,235
	当中間期末残高	18,851,479
株主資本合計	前期末残高	36,305,083
	当中間期変動額	828,235
	当中間期末残高	37,133,319
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△602,394
	当中間期変動額（純額）	△652,549
	当中間期末残高	△1,254,943
評価・換算差額等合計	前期末残高	△602,394
	当中間期変動額	△652,549
	当中間期末残高	△1,254,943
純資産合計	前期末残高	35,702,689
	当中間期変動額	175,686
	当中間期末残高	35,878,375

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	— (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

第14期中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

(中間貸借対照表)

1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「未収投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た未収収益を、前事業年度末から「未収投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「未収投資顧問料」は362,643千円であります。

2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、前事業年度末から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は908,017千円、「未払投資助言報酬」は105,861千円であります。

3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「前受投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た前受収益を、前事業年度末から「前受投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「前受投資顧問料」は73,867千円であります。

(中間損益計算書)

金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前中間会計期間において、「投資顧問料」として表示していた投資助言契約によって得た収益を、前事業年度末から「投資助言報酬」として表示しております。

なお、前中間会計期間の「投資顧問料」は589,433千円であります。

(注記事項)

[中間貸借対照表関係]

第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	634,314千円
2. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に37,500千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には当社に同額の求償債務が生じることとなります。	

[中間損益計算書関係]

第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	58,597千円
無形固定資産	229,957千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	77,713千円
有価証券利息	68,516千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
支払手数料	2,305千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	106,050千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	4,656千円
固定資産除却損	
器具備品	5,522千円
計	<u>5,522千円</u>

[中間株主資本等変動計算書関係]

第14期中間会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千 株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成20年3月31日	平成20年6月23日

〔リース取引関係〕

第14期中間会計期間
（自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 （器具備品）	千円 12,105	千円 7,815	千円 4,289

② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	2,164千円
1年超	2,348千円
合計	4,512千円

③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,294千円
減価償却費相当額	1,174千円
支払利息相当額	100千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	1,530千円
1年超	1,275千円
合計	2,805千円

[有価証券関係]

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
国債	14,553,775	14,594,440	40,664
合計	14,553,775	14,594,440	40,664

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) 国債	3,994,157	3,997,050	2,892
(2) その他（注）	11,270,479	9,175,868	△2,094,611
合計	15,264,636	13,172,918	△2,091,718

（注）投資信託受益証券であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券（上記1を除く）の内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券 非上場株式	132,500千円
匿名組合出資	100,597千円

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第14期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）
1株当たり純資産額	330,834円83銭
1株当たり中間純利益	8,887円17銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	963,795千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純利益	963,795千円
期中平均株式数	108千株

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
特別償却準備金	前期末残高	19,310
	当期変動額	特別償却準備金取崩（前年度） 特別償却準備金取崩（当年度）
	当期末残高	△7,052 △7,052 5,204
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	12,538,379
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 特別償却準備金取崩（前年度） 特別償却準備金取崩（当年度）
	当期末残高	△135,560 2,725,251 7,052 7,052 15,142,176
利益剰余金合計	前期末残高	13,237,496
	当期変動額	2,589,691
	当期末残高	15,827,188
株主資本合計	前期末残高	31,519,336
	当期変動額	2,589,691
	当期末残高	34,109,028
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	497,428
	当期変動額（純額）	△188,406
	当期末残高	309,022
評価・換算差額等合計	前期末残高	497,428
	当期変動額	△188,406
	当期末残高	309,022

純資産合計	前期末残高	32,016,765
	当期変動額	2,401,284
	当期末残高	34,418,050

第13期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
特別償却準備金	前期末残高	5,204
	当期変動額 特別償却準備金取崩	△5,204
	当期末残高	-
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	15,142,176
	当期変動額 剰余金の配当	△135,560
	当期純利益	2,331,615
	特別償却準備金取崩	5,204
利益剰余金合計	当期末残高	17,343,436
	前期末残高	15,827,188
	当期変動額	2,196,055
株主資本合計	当期末残高	18,023,243
	前期末残高	34,109,028
	当期変動額	2,196,055
株主資本合計	当期末残高	36,305,083
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	309,022
	当期変動額（純額）	△911,416
	当期末残高	△602,394
評価・換算差額等合計	前期末残高	309,022
	当期変動額	△911,416

		当期末残高	△602,394
純資産合計		前期末残高	34,418,050
		当期変動額	1,284,639
		当期末残高	35,702,689

（重要な会計方針）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算 定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によってお ります。 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用 年数は、建物8～15年、器具備品4～15年で あります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用の ソフトウェアについては社内における利用 可能期間（5年）に基づく定額法によって おります。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替 相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によってお ります。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに 類する組合への出資（金融商品取引法 第2条第2項により有価証券とみなさ れるもの）については、組合契約に規定 される決算報告日に応じて入手可能な 最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額 を純額で取り込む方法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用 年数は、建物3～15年、器具備品2～20年で あります。 ② 無形固定資産 同左 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算 基準 同左

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に戻入しているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退任慰労金引当金 役員への退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 同左 ② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退任慰労金引当金 同左 5. リース取引の処理方法 同左 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左

（会計処理の変更）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は34,418,050千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	――
――	当事業年度より、平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表) ---	(貸借対照表) 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した未収収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は1,047,517千円、「未収投資助言報酬」は282,683千円であります。 2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未払費用」として表示していた未払費用のうち、投資一任契約によって支払う分については、当事業年度から「未払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払う分については、「未払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未払費用」に含まれる「未払運用委託報酬」は731,340千円、「未払投資助言報酬」は96,655千円であります。 3. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「前受投資顧問料」として表示していた前受収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「前受運用受託報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「前受投資顧問料」に含まれる「前受運用受託報酬」は558千円であります。

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(損益計算書) ――	(損益計算書) 1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示していた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は5,042,932千円、「投資助言報酬」は1,170,459千円であります。 2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「支払投資顧問料」として表示していた費用のうち、投資一任契約によって支払った分については、当事業年度から「支払運用委託報酬」として表示し、投資助言契約によって支払った分については、「支払投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「支払投資顧問料」に含まれる「支払運用委託報酬」は3,908,052千円、「支払投資助言報酬」は382,687千円であります。 3. 前事業年度まで営業外費用として表示しておりました「事故損失賠償金」は、每期経常的に発生する性質のものではないため、当事業年度から特別損失として表示しております。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ① 定款の変更、事業の譲渡または事業の譲受、出資の状況等
委託会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
委託会社がその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して内閣総理大臣に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に掲示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を内閣総理大臣に届け出ます。
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の決算期は、毎年3月末日です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）取扱販売会社

（平成20年9月末現在）

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
岡三証券株式会社	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
コスモ証券株式会社	32,366百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
浜銀TT証券株式会社 ^{※2}	3,307百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社 ^{※3}	125,167百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
SMBCFriend証券株式会社	27,270百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社親和銀行	25,831百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
中央三井信託銀行株式会社	379,197百万円	※1

- ※ 1 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。
- ※ 2 資本金の額は、平成20年11月4日付現在のものです。
- ※ 3 資本金の額は、平成21年5月7日付現在のものです。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）取扱販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月25日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月25日	有価証券報告書およびその添付書類

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本株グロースオープンの平成20年8月26日から平成21年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本株グロースオープンの平成21年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月10日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本株グロースオープンの平成20年2月26日から平成20年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本株グロースオープンの平成20年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)